

防衛省訓令第6号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第5項及び第36条第5項並びに自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第24条第2項、第25条第1項第3号、第27条第1項第8号、第31条及び第36条の規定に基づき、幹部候補曹である自衛官の任用等に関する訓令を次のように定める。

令和7年2月7日

防衛大臣 中谷 元

幹部候補曹である自衛官の任用等に関する訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、幹部候補曹である自衛官の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（幹部候補曹）

第2条 陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者として陸士長、海士長又は空士長に採用される陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官を、それぞれ幹部候補陸曹、幹部候補海曹及び幹部候補空曹という。

2 前項に規定する幹部候補陸曹、幹部候補海曹及び幹部候補空曹を幹部候補曹と総称する。

(任用期間)

第3条 幹部候補曹は、自衛隊法第36条第5項に規定する防衛大臣の定める者とする。

(任用)

第4条 幹部候補曹試験に合格した者は、陸士長、海士長又は空士長である自衛官に採用し、幹部候補曹を命ずる。ただし、合格した者が自衛官である場合は、次の各号に掲げる階級にある者の区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

(1) 陸士長、海士長又は空士長の階級にある者 当該階級において又はこれと同位の階級の陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官に異動させて幹部候補曹を命ずる。

(2) 陸士長、海士長又は空士長の下位の階級にある者 陸士長、海士長若しくは空士長に昇任させ又は陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官に異動さ

せて陸士長、海士長若しくは空士長に昇任させ幹部候補曹を命ずる。

- (3) 陸士長、海士長又は空士長の上位の階級にある者
当該階級において又はこれと同位の階級の陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官に異動させて幹部候補曹を命ずる。

- 2 幹部候補曹である自衛官の採用及び幹部候補曹の命
免並びに幹部候補曹の任命に際しての補職及び教育入
隊の発令は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長
が行う。

(試験)

第5条 試験は、次の各号に掲げる方法によって行う。

- (1) 筆記試験
(2) 身体検査
(3) 口述試験

- 2 筆記試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）
に定める短期大学卒業程度の学力について一般教養
試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）を行

う。

3 身体検査は、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）別表第1又は別表第2に規定する男性自衛官等合格基準又は女性自衛官等合格基準により行う。

（受験資格）

第6条 幹部候補曹試験を受けることのできる者は、日本の国籍を有する者で採用予定月の1日において20歳以上33歳未満のものとする。ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において33歳に達していない者に限る。

（教育訓練）

第7条 幹部候補曹の教育訓練に関しては、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和38年陸上自衛隊訓令第10号）、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）又は航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）に定めるところによる。

(昇任)

第8条 第4条第1項本文の規定により幹部候補曹として採用された者の昇任は、次の各号に定めるところによる。

(1) 3等陸曹 採用後おおむね1年

(2) 3等海曹又は3等空曹 採用後おおむね2年3月

2 第4条第1項ただし書の規定により幹部候補曹を命ぜられた者の昇任については、次の各号に定めるところによる。

(1) 3等陸曹又は3等海曹 第4条第1項本文の規定により採用された同期の者が前項第1号又は第2号の規定により3等陸曹又は3等海曹に昇任するとき。

(2) 3等空曹 前項第2号に定める月数から空士長、1等空士及び2等空士（以下この号において「空士長等」という。）として任命されていた期間を減じた期間を経過したとき（空士長等として任命されていた期間が同号に定める月数を超える場合には、幹部候補曹を命ぜられたとき。）。

(幹部候補曹を免ずる場合)

第9条 幹部候補曹が次の各号のいずれかに該当する場合には、幹部候補曹を免ずるものとする。

(1) 成績の不良又は心身の故障のため第7条に定める所定の教育訓練を修了する見込みがないと認められる場合

(2) 幹部候補曹としてふさわしくない行為があった場合

(3) 前各号のほか、幹部候補曹として必要な適格性を欠く場合

(委任規定)

第10条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。ただし、幹部候補曹試験の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議して定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。